

## 2 関係法令

### 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）抜粋

#### （目的）

**第一条** この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

#### （基本原則）

**第二条** 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

#### （動物愛護週間）

**第四条** ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、九月二十日から同月二十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

#### （基本指針）

**第五条** 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2～4 （省 略）

#### （動物愛護管理推進計画）

**第六条** 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 三 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項
- 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項
- 五 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

3 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### （動物の所有者又は占有者の責務等）

**第七条** 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

### (動物販売業者の責務)

**第八条** 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない。

### (地方公共団体の措置)

**第九条** 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするために、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について、動物の所有者又は占有者に対する指導その他の必要な措置を講ずることができる。

### (動物取扱業の登録)

**第十条** 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下「動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。））にあつては、その長とする。以下この節、第二十五条第一項及び第二項並びに第四節において同じ。）の登録を受けなければならない。

2 (省 略)

### (基準遵守義務)

**第二十一条** 動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

### (動物取扱責任者)

**第二十二条** 動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任しなければならない。

2 (省 略)

3 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。）を受けさせなければならない。

### (報告及び検査)

**第二十四条** 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び前十三条の規定の施行に必要な限度において、動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (周辺の生活環境の保全に係る措置)

**第二十五条** 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、前二項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

### (特定動物の飼養又は保管の許可)

**第二十六条** 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

2 (省 略)

### (報告及び検査)

**第三十三条** 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関する報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

### (犬及びねこの引取り)

**第三十五条** 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

- 2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。
- 3 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第一項（前項において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。）の規定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協力を求めることができる。
- 4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。
- 5 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。
- 6 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項の引取りに關し、費用の一部を補助することができる。

### (負傷動物等の発見者の通報措置)

**第三十六条** 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

- 2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。
- 3 前条第五項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

### (犬及びねこの繁殖制限)

**第三十七条** 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

- 2 都道府県等は、第三十五条第一項の規定による犬又はねこの引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

### (動物愛護推進員)

**第三十八条** 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

- 2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。
- 一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
  - 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
  - 三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
  - 四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

#### (動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)

- 第四十一条** 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。
- 2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。
- 3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。
- 4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

### 福井県動物の愛護および管理に関する条例（平成18年福井県条例第20号）抜き

#### (目的)

**第一条** この条例は、県民と動物とのかかわり方の変化に伴い、動物との共生が一層重要になることによるかんがみ、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項および動物の管理に関する事項を定めることにより、動物を愛護する意識の高揚、動物の健康および安全の保持ならびに動物による人の生命、身体および財産に対する侵害の防止を図ることを目的とする。

#### (県の責務)

**第二条** 県は、動物の愛護および管理に関する施策（以下「動物愛護管理施策」という。）を総合的に策定し、および実施するものとする。

#### (飼い主の責務)

**第三条** 飼い主（動物の所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、飼い主としての責任を十分に自覚して、動物をその種別、習性等に応じて適正に飼養（保管を含む。以下同じ。）するよう努めるとともに、県が実施する動物愛護管理施策に協力するよう努めなければならない。

#### (県民の努力)

**第四条** 県民は、動物の愛護と適正な飼養に対する関心と理解を深めるとともに、県が実施する動物愛護管理施策に協力するよう努めるものとする。

#### (教育および研修の機会の充実等)

**第五条** 県は、動物愛護管理施策の適切かつ効果的な推進を図るため、動物の愛護と適正な飼養に関する教育および研修の機会の充実、動物に起因する感染性の疾病およびその予防のために必要な事項に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (市町等との連携協力)

**第六条** 県は、動物愛護管理施策を実施するに当たっては、市町および動物愛護活動団体（動物の愛護と適正な飼養に関する啓発活動、動物の虐待の防止に関する活動その他の動物の愛護または管理に関する活動を行う団体をいう。次条において同じ。）と連携し、および協力するものとする。

### (飼い主の遵守事項等)

- 第八条** 飼い主（ほ乳類、鳥類またはは虫類に属する動物の飼い主に限り、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。）第十二条第一項第四号に規定する動物取扱業者（次条第一項において「動物取扱業者」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 飼養動物の種類、発育状況等に応じて適切にえさおよび水を与えること。
  - 二 飼養する動物の健康状態を把握するとともに、その動物が疾病にかかり、または負傷した場合は、速やかに適切な処置を講ずること。
  - 三 動物の飼養のための施設（以下「飼養施設」という。）を設置しているときは、当該飼養施設を飼養する動物の種類、習性等を考慮した適切なものとすること。
  - 四 飼養施設を常に清潔に保つこと。
  - 五 飼養する動物が道路、公園その他の公共の場所および他人の土地、建物等を破損し、または汚損することのないようにすること。
  - 六 飼養する動物の数を適切な管理が可能な範囲内とすること。
  - 七 離乳前の動物を譲渡しないこと。
  - 八 飼養する動物が逸走した場合には、速やかに捜索し、および収容すること。
  - 九 飼養する動物が死亡した場合には、その死体を速やかに処理すること。
  - 十 地震、火災、水害等の災害が発生した場合には、当該災害により生ずる被害からその飼養する動物を保護すること。
- 2 飼い主は、その飼養する動物（畜産農業に係るもの、試験研究用または生物学的製剤の製造の用に供するために飼養しているものおよび法第十条第一項の政令で定める用途に供するために飼養しているものを除く。次項において同じ。）を終生にわたり飼養するよう努めなければならない。
  - 3 飼い主は、その飼養する動物を終生にわたり飼養することが困難となったときは、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。
  - 4 飼い主になろうとする者は、飼養に先立って、飼養しようとする動物の生態、習性等に関する知識を習得するとともに、飼養の目的および環境等に適した種類および数の動物を選択するよう努めなければならない。

### (犬の飼い主の遵守事項)

- 第九条** 動物のうち犬の飼い主（以下「犬の飼い主」という。）（動物取扱業者を除く。次項において同じ。）は、前条に規定するもののほか、飼養する犬による人の生命、身体または財産に対する侵害を防止するため、当該犬について係留（犬をさく、おりその他の当該犬の逸走を防止するための囲いの中で、または一定の場所において固定した物に綱、鎖等で確実につないで飼養することをいう。以下同じ。）をしなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一～三（省略）
- 2 犬の飼い主は、飼養する犬に対し必要なしつけを行うよう努めるものとする。

### (係留をされていない犬の収容)

- 第十条** 知事は、係留をされていない犬（前条第一項ただし書に規定する場合に該当して係留をされていない犬を除く。）があるときは、その職員にこれを収容させることができる。
- 2 前項の規定により犬を収容しようとする職員は、追跡中の犬がその飼い主またはその他の者の土地、建物または船車内に入ったときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所に立ち入ることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
  - 3 第一項の規定により犬を収容する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

### (引き取るべき旨の通知等および処分)

- 第十二条** 知事は、第十条第一項の規定により犬を収容させた場合において、その犬の所有者が判明しているときはその所有者に対しこれを引き取るべき旨を通知し、その犬の所有者が判明していないときはその犬を収容した日時および場所その他必要な事項を公示するものとする。
- 2 知事は、所有者が前項の規定による通知を受けた後一日以内に、または同項の規定による公示をした日から三日を経過する日までに、その犬を引き取らないときは、これを処分することができる。た

だし、所有者からやむを得ない理由によりこの期間内に引き取ることができない旨および相当の期間内に引き取る旨の申し出があったときは、その申し出た期間が経過するまで、これを処分することができない。

3 前二項の規定（所有者の判明していない犬に係る部分に限る。）は、知事が、法第三十五条第二項において準用する同条第一項の規定により犬またはねこを引き取った場合および法第三十六条第二項の規定により犬、ねこ等の動物を収容した場合について準用する。

#### （譲渡）

**第十二条の二** 知事は、前条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により処分することができることになった犬、ねこ等の動物および法第三十五条第一項の規定により引き取った犬またはねこを、その飼養を希望する者で適正に飼養することができると認めるものに譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡を求める者は、その旨を知事に申し出なければならない。

#### （報告および検査）

**第十六条** 知事は、第八条、第九条および第十三条から前条までの規定の施行に必要な限度において、飼い主に対し、飼養施設の状況、動物の飼養の方法その他必要な事項に関し報告を求め、またはその職員に、当該飼い主の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 第十条第三項の規定は、前項の規定により立入検査をする場合について準用する。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）抜粋

#### （登録）

**第四条** 犬の所有者は、犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地（犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地）を管轄する市町村長に届け出なければならない。

5 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関する必要な事項は、政令で定める。

#### （予防注射）

**第五条** 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

## 福井県動物愛護管理推進計画（仮称）策定検討委員会名簿

| 氏 名       | 所 属                     |
|-----------|-------------------------|
| 大 森 慎 子   | 仁愛大学心理学科 准教授            |
| 小 川 真 一 郎 | 福井市福祉保健部保健センター 所長       |
| 奥 村 务     | 福井県自治会連合会 理事            |
| 小 寺 健 一   | 福井県私立幼稚園協会 副会長          |
| 柴 田 晴 夫   | (社) 福井県獣医師会 会長          |
| 島 津 ひろみ   | 福井県子ども会育成連合会 委員         |
| 大 門 由 美 子 | (社) 福井県獣医師会 学校飼育動物対策委員長 |
| 永 田 康 寛   | 福井県健康福祉部 企画幹            |
| 藤 井 振     | 足羽山公園遊園地 園長             |

(五十音順、敬称略)

### ＜福井県動物愛護管理推進計画の策定まで＞

- 平成19年 5月31日（木）動物の飼養に関するアンケートの実施（～6月7日）  
 7月11日（水）第1回策定検討委員会  
     17日（火）市町への説明会（嶺北）  
     18日（水）市町への説明会（嶺南）  
 8月 7日（火）市町へのアンケート実施（～24日）  
     8日（水）県民との意見交換会（鯖江市）  
     10日（金）県民との意見交換会（敦賀市）  
 9月27日（木）第2回策定検討委員会  
 10月 2日（火）市町へのアンケート：2回目（～9日）  
     16日（火）市町担当者会議
- 平成20年 1月10日（木）第3回策定検討委員会  
 18日（金）県民パブリックコメントの実施（～31日）  
 2月26日（火）第4回策定検討委員会





福井県健康福祉部食品安全衛生課  
H20.3 (16880)